

国家税務総局

中国国内に住所を有しない個人が得た

給与・サラリーの所得税納税義務問題に関する通知

1994年6月30日 [1994]国税発第148号

各省、自治区、直轄市税務局，各計画単列市税務局，海洋石油税務管理局各分局：

中華人民共和国個人所得税法(以下税法と略称)及びその実施条例(以下実施条例と略称)及びわが国が諸外国と締結した二重徴税回避協定(以下租税協定と略称)の関連規定に基づき，中国国内に住所を有しない個人が中国国内の会社、企業、経済組織(以下中国国内企業と略称)または外国企業が中国国内に設立した機構、場所及び租税協定で言うところの常設機構(以下中国国内機構と略称)のために職務を遂行、あるいは雇用されるか契約履行のため中国国内で仕事に従事して得た報酬・給与所得に対する税金徴収をどのように決定するかの問題について，以下の通り明述する：

一、報酬、給与所得来源の確定。

実施条例第五条第(一)項の規定に基づき，中国国内の報酬給与を来源とする所得は個人が実際に中国国内で就労期間に得た報酬給与でなければならない，すなわち：個人が実際に中国国内で就労期間中得た報酬給与は，中国国内、国外の企業或いは個人雇用主が支払ったものかどうかを問わず，全て中国国内を来源とする所得である；個人が実際に中国国外で就労期間中得た報酬給与は，中国国内、国外の企業或いは個人雇用主が支払ったものかどうかを問わず，全て中国国外を来源とする所得である。

二、中国国内に住所を有せず、一つの納税年度中に中国国内に連続或いは累計勤務90日間、或いは租税協定で規定されている期間中に中国国内に連続或いは累計勤務183日間、を超えない個人の納税義務の認定。

中国個人所得税法の第一条第二項と当該法の実施条例第七条及び租税協定の関連規定に従って、中国国内に住所を有せず一つの納税年度中に中国国内に連続或いは累計勤務90日間、或いは租税協定で規定されている期間中に中国国内に連続或いは累計勤務183日間、を超えない個人について、中国国外にある雇い主が支払い且つ当該雇い主の中国国内にある機構に負担させない給与・サラリーは、個人所得税の申告納入義務が免除されるものと

する。前述した個人について、実際に中国国内における勤務期間に中国国内企業或いは個人雇い主が支払った、或いは中国国内機構が負担する給与・サラリーだけは、個人所得税を申告納税しなければならない。しかし当該中国国内企業・機構が、利益認定方法による企業所得税徴収方式を採用している、或いは営業収入がないため企業所得税を徴収しないいずれかの場合、当該中国国内企業・機構に勤務し雇われている個人が中国国内勤務期間中に得た給与・サラリーについては、当該中国国内企業・機構の会計帳簿への記載の有無にかかわらず、当該中国国内企業が支払った或いは当該中国国内機構が負担した給与・サラリーであると看做されるものとする。)

三、中国国内に住所を有せず一つの納税年度中に中国国内に連続或いは累計勤務 90 日間以上、或いは租税協定で規定されている期間中に中国国内に連続或いは累計勤務 183 日間以上、かつ一年未満の個人には納税義務が認定される。

税法第一条第二項及び租税協定の関連規定に基づき、中国国内に住所を有せず一つの納税年度中に中国国内に連続或いは累計勤務 90 日間以上、或いは租税協定で規定されている期間中に中国国内に連続或いは累計勤務 183 日間以上、かつ一年未満の個人は、実際に中国国内における勤務期間に中国国内の企業或いは個人雇い主が支払った、或いは中国国外の企業または個人雇用主が負担する給与サラリーについて、全て個人所得税を申告納付しなければならない；中国国外で勤務期間中に得た報酬給与は、本通達第五条に定める場合を除き、個人所得税を徴収しない。

上記の個人が毎月納めるべき税金は税法に定める期限内に申告納付しなければならない。その内、得た報酬給与所得が国外の雇用主から支払われており、かつ中国国内機構による負担では無い個人で、一納税年度中の連続または累計居住日数が 90 日を超えるか租税協定に定める期間中の連続または累計居住日数が 183 日を超えることが事前に予測可能な場合は、その毎月納めるべき税金は税法に定める期限内に申告納付しなければならない；一納税年度中またはの連続または累計居住日数が 90 日を超えるか租税協定に定める期間中の連続または累計居住日数が 183 日を超えることが事前に予測不能の場合は、90 日または 183 日後の翌月の 7 日間以内に、前月分の収めるべき税金をまとめて申告納付してよい。

四、中国国内に住所を有しないが国内に居住して満一年になる個人は納税義務を認定する。

税法第一条第一項、実施条例第六条の規定に基づき、中国国内に住所を有しないが国内に居住して満一年以上五年未満の個人は、中国国内で勤務期間中に得た中国国内企業やその個人雇用主や中国国外の企業やその個人雇用主から支払われた報酬給与について、全て個人所得税を申告納付しなければならない；実施条例第三条にいうところの、一時的に国外で勤務していた期間中の報酬給与については、中国国内企業やその個人雇用主から支

払われた部分についてのみ申告納税しなければならず、当該中国国内企業・機構が、利益認定方法による企業所得税徴収方式を採用している、或いは営業収入がないため企業所得税を徴収しないいずれかの場合、当該中国国内企業・機構に勤務し雇われている個人が中国国内勤務期間中に得た給与・サラリーについては、当該中国国内企業・機構の会計帳簿への記載の有無にかかわらず、当該中国国内企業が支払った或いは当該中国国内機構が支払った給与・サラリーであると看做されるものとする。

上述のような個人が、一ヶ月内に中国国内での勤務期間中の報酬給与所得と一時的に国外にいた期間に国内企業又はその個人雇用主によって支払われた報酬給与所得のどちらもある場合は、当月納めるべき税金を合算し、税法に定める期限内に申告納付しなければならない。

五、中国国内企業の董事、高級管理職の納税義務の認定

中国国内企業の董事或いは高級管理職を担当する個人が得た、当該中国国内企業が支払った董事費用或いは給与・サラリーについては、本通知の第二条・第三条の規定に適用しないものとする。中国国内企業の董事或いは高級管理職を担当した日より上述職務の解任までの期間中、中国国外にて職務を履行するにしても、個人所得税を申告納入しなければならない。中国国外企業により支払った給与部分については、本通知の第二条・第三条・第四条の規定に従い、納税義務の認定を行うものとする。)

六、一ヶ月に満たない報酬給与所得の納めるべき税金の計算。

本通達第二条、第三条、第四条、第五条に述べる状況に当てはまる個人で、一ヶ月に満たない期間の報酬給与所得についてのみ申告納税しなければならない者は全て、一か月分の報酬給与所得に基づき実際に収めるべき税額を計算しなければならず、その計算公式は以下の通り：

納めるべき税額 = (当月の報酬給与の納税すべき所得額 × 適用税率 - 速算控除数) × 当月の中国での実際の日数 / 当月の日数

上記状況に当てはまる個人で日割りで報酬給与を得た場合は、一日の報酬給与に当月の日数を乗じて月当たりの報酬給与に換算した上で、上記の公式で納めるべき税額を計算しなければならない。

七、本通達の規定は 1994 年 7 月 1 日より執行する。以前の規定と本通達の内容に一致しない点がある場合は、本通達の規定に基づき執行する。例を示して説明すると、

例 1：ある人が外国企業の従業員として、1994 年度に派遣されて中国来訪、当該外国企業が中国国内で請け負ったある工事プロジェクトのために働き、累計日数は 85 日間であった。中国での勤務期間中に得た報酬、給与は、中国国内に来源する所得であるが、一納

税年度内における中国での勤務累計が 90 日を超えていない場合は、需依照わが国の個人所得税法实施条例第七条及び国家稅務總局《中国国内に住所を有しない個人の報酬給与取得に関する納稅義務問題の通達》(以下通達と略称)第二条第一項の規定に照らし、個人所得税免除の優遇待遇を受けられるかどうか判定しなければならない。審査の結果、当該請負工事プロジェクトが利潤査定方式による企業所得税の徴収を採用している場合、中国における会計帳簿に従業員の報酬を明記していないが、当該個人が当該請負工事の外国企業雇用労働者であり、かつ派遣され当該工事プロジェクトで働いた場合は、その報酬は当該工事プロジェクトの負担となり、通達第二条の関連に基づき、当該従業員の報酬、給与が工事プロジェクト帳簿上に明記されていなくても、当該請負工事プロジェクトが負担すべきものと看做し、中国で勤務した 85 日間の報酬、給与所得は、月ごとに税法に定める期限に基づき個人所得税を申請納付しなければならない(協定のある国の処理も原則的に同上)。

例 2：某外国籍の個人が中国国内のある会社の中国駐在機構の代表の職につき、その 1994 年度の中国での勤務日数は連続計算で 60 日であった。中国での勤務期間中に得た報酬、給与は、中国国内に来源する所得であるが、一納稅年度内の中国での勤務日数は連続計算で 90 を超えなかった場合、わが国の個人所得税实施条例第七条及び第二条第一項の規定に照らし、個人所得税免除の優遇待遇を受けられるかどうか判定しなければならない。審査の結果、当該機構が本社機構のための市場状況の把握、ビジネス事情紹介資料の提供及びその他の業務連絡、コンサルタント、サービスなどの活動を行なっているに過ぎず、營業収入が無く企業所得税を徴収されておらず、従って明細帳簿を作成し当該代表の報酬給与を明記していなかった。ところが当該個人は当該外国企業の中国駐在機構の職員であるので、その報酬給与は当該機構の負担であるので、通達第二条の規定に基づき、当該個人の報酬給与は当該機構の帳簿に明記されていないけれども、当該機構がその報酬、給与を負担したものであり、中国で勤務した 60 日間の報酬、給与所得であると看做し、月ごとに税法に定める期限内に個人所得税を申告納付しなければならない。国外で勤務した期間の報酬、給与所得については、わが国で個人所得税の申告納付を行う必要は無い。(協定のある国の処理も原則的に同上)。

例 3：ある人が外国企業の社員となり、1994 年度中派遣されて中国国内で勤務し、日数は累計 200 日であり、その報酬、給与は国外の会社から支払われており、当該会社の中国国内機構が負担していなかったが、中国での勤務日数が 90 日及びわが国とその国とで締結している租稅協定に定める期限を超えていたので、中国における 200 日の勤務時間に得た報酬、給与所得については、個人所得税法及びその通達第三条の規定に従い個人所得税を申告納付しなければならない。

例 4：わが国と租稅協定を締結していない国の外国籍の個人がわが国にある外資系企業の市場推進部門の部長補佐となり、当該企業は毎月 1 万元の報酬を支払い、当該企業の国外のある会社が毎月別途 4 千ドルの報酬も支払い、当該個人の 1994 年度の国内における職務遂行のため実質勤務は 250 日、海外では実質勤務は 115 日であった。当該個人のわが国

国内での居住期間は一年に満たなかったが、90日以上であったので、個人所得税法第一条第二項及び通達第三条の規定に基づき、わが国国内での実質勤務期間である250日間に得た国内企業と国外企業が支払った報酬給与を合算して個人所得税を納付するものとし、国外での勤務期間に得た国内企業と国外企業が支払った報酬については個人所得税を徴収しないものとする。

例5：ある香港人が香港の会社で北京駐在代表機構の首席代表を務め、1994年度のわが国の税務管轄内での居住は一年未満、実質勤務期間は200日であった。個人所得税法第一条第二項及び通達第三条の規定に基づき、わが国国内を来源とする所得に対し個人所得税を納付しなければならない、従って、その報酬給与が中国国内で支払われたか否かにかかわらず、国内での200日間の実質勤務期間に得た部分についてだけ個人所得税を納付するものとする。

例6：ある外国籍の個人がわが国国内のある外資系企業で財務部長を担当し、毎月の報酬は当該企業から1万元、外国企業から4千ドル支払われ、当該個人の1994年度のわが国国内における実質勤務期間は340日であり、海外でも職務遂行のための25日間の出張があった。当該個人のわが国国内での居住は満一年であるので、個人所得税法第一条第一項、税法实施条例第六条及び通達第四条の規定に従い、わが国国内での340日の勤務期間に得た国内企業及び国外企業が支払った報酬に対してわが国で個人所得税を納付するものとし、国外での25日間の勤務期間に得た報酬給与と所得は中国国外に来源する所得であるので、わが国国内企業が支払った部分についてのみ個人所得税を支払えばよい。

例7：外国籍の個人が1994年1月1日から中国国内である外資系企業の副総経理として赴任、当該企業から毎月2万元の報酬を得、同時に、当該企業の外国側の中国国外の本社からも毎月4千ドルの報酬を得ており、大半の時間は国外での職務遂行にあたっていて、1994年の訪中勤務期間は累計計算で180日間である場合、個人所得税法及び通達第五条の規定に従い、1994年度のわが国での納税義務は以下の通りになる：

1. 企業の上層管理者であるので、通達第五条の規定に基づき、当該者の1994年1月1日より12月31日にかけての中国での在職期間中、当該企業から支払われる毎月2万元の報酬、給与所得については、毎月税法に定める期限内に個人所得税を申告納付しなければならない。

2. 1994年に中国来訪、在職期間が183日を超えていないので、租税協定の規定に従い、国外雇用主が支払った報酬、給与所得は、わが国において納税申告免除する事が出来(当該個人がわが国と租税協定を結んでいない国の住民又は香港、マカオ、台湾の住民については、国外雇用主が毎月4千ドルを標準に支払う報酬、給与)、わが国国内で180日間勤務しその間得た部分については、全てわが国の国内企業が毎月支払う2万元の報酬と合算し個人所得税を納付しなければならない。